

平成 31 年 3 月 26 日

第 3 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 3 号

平成 31 年 第3回 定例会

日時：平成 31 年 3 月 26 日（火）午後 2 時

場所：教 育 委 員 会 室

「出 席」	教 育 長	佐 藤 正 子
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	熱 田 直 道
	教育推進部副参事	川 西 宏 幸
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	中 島 一 浩
	教 育 セ ン タ ー 所 長	矢 島 孝 幸
	真砂中央図書館長	川 崎 慎 一 郎

「書 記」	庶 務 係 長	木 内 実三男
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

平成31年  
第3回教育委員会定例会

平成31年3月26日（火）午後2時  
場 所 教育委員会室  
議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第1号（平成31年第1回定例会）

議事録第2号（平成31年第2回定例会）

第2 議案の審議

第8号議案 文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則

第9号議案 文京区立学校における行政情報の管理に関する規程を定める訓令

第10号議案 文京区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

第11号議案 「子育て発表会 in TOKYO」の後援名義使用承認について

第12号議案 「公益財団法人天風会 関東東北ブロック100周年記念フェス」の後援名義  
使用承認について

第13号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

第14号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

第15号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第16号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則

第17号議案 文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

- (1) 平成31年2月定例議会の審議概要について (資料第1号)
- (2) 平成30年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第2号)

- (3) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)
- (4) 学校選択制度の実施に伴う平成31年度了知書の回答状況について (資料第3号)
- (5) 幼稚園及び学校における働き方改革実施計画 (資料第4号)
- (6) 文京区部活動ガイドライン (資料第5号)

#### 第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○佐藤教育長 それでは、平成 31 年第 3 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況の確認です。委員は、田嶋委員と小川委員が本日は欠席、そのほかの委員にはご出席をいただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人でございますが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

## 第 1 議事録の承認

議事録第 1 号（平成 3 1 年第 1 回定例会）

議事録第 2 号（平成 3 1 年第 2 回定例会）

○佐藤教育長 では、早速、議事日程に入りたいと思います。第 1 「議事録の承認」でございます。議事録第 1 号及び第 2 号がお手元にあるかと思えます。こちらは事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

## 第 2 議案の審議

第 8 号議案 文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則

○佐藤教育長 それでは、「議案の審議」に入らせていただきます。本日は、数がちょっと多くなっておりまして、全部で 10 件でございます。

まず、第 8 号議案「文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則」でございます。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 8 号議案、文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、起案における記号番号は、「收受し、又は発議した日の属する会計年度の数字」を付すこととされております。

今般、平成 31 年 5 月 1 日に元号を改正することになったことに伴い、会計年度が元年から始まることとなると、平成の記号番号と新元号の記号番号が重複するため、起案文書における年の表示に

ついて、「会計年度の数字」から「会計年度を西暦により表す数字」に変更するものでございます。

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 これは今後ずっと西暦でということでしょうか。またはどこかから元号に戻ることもあり得るんですか。

○教育総務課長 私ども、今のところ聞いている限りでは、西暦でと聞いてございます。

○佐藤教育長 ほかにいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第 9 号議案 文京区立学校における行政情報の管理に関する規程を定める訓令

○佐藤教育長 続きまして、第 9 号議案「文京区立学校における行政情報の管理に関する規程を定める訓令」でございます。この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 9 号議案、文京区立学校における行政情報の管理に関する規程を定める訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

区立学校を含めた教育委員会の行政情報につきましては、文京区教育局行政情報管理規則及び文京区教育局行政情報の管理に関する規程により管理していたところでございます。

しかしながら、幼稚園や小・中学校においては、教育局では取り扱っていないさまざまな文書分類があり、それらを適切に分類し、保存する必要があることから、区立小・中学校及び幼稚園における文書等の行政情報の取り扱いに関し、統一的な管理基準を定めることを目的に規程を制定するものでございます。

本規程は 37 条から成るものですが、ほとんどの部分は区の規程に準じ、文書の取り扱いに関する基本的事項を定めています。

独自の部分でございますが、規程（案）の 8 ページをご覧ください。

第 30 条第 1 項において、学校における文書等の分類及び保存期間を文書分類基準表に定めるとおりとすることを規定しております。

続きまして、14 ページをご覧ください。

第30条第1項の規定を受け、文書分類基準表において、具体的な分類名及び保存期間を設定しております。今後、各学校においては、本表を統一の基準として文書の適切な管理を行っていくものでございます。

この訓令は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等あれば、お願いいたします。

○坪井委員 先般、千葉県のように問題になりました子どものいじめのアンケートの親への開示の問題、ああいうことが生じた場合、どこの文書に当たり、保存期間はどれで、誰が開示を検討することになるのでしょうか。

○教育総務課長 今、委員ご質問があったようなところは、今までも文京区の場合は、先ほどの部長の提案説明にあったとおり、しっかりと教育委員会での規程に従って、適切、的確に処理できるようになっておりました。今般、今回の規程を、新たに学校というところにつくったことの背景といたしましては、各学校現場での部分について、細かく規定していない部分があり、そこは運用でしていましたが、各学校によって運用の仕方で解釈が異なる部分があったので、学校現場のほうから統一的な学校での規程をつくったらどうかということがあったのが取っかかりです。

そこで、この約1年間、教育委員会と学校現場の校長先生を初めいろいろな意見を出し合っていただけで、学校現場のほうでも納得いただいた上で今回こういった規程を整備したという形でございますので、委員の質問に関しては、今までもしっかりと従来の規程で対応できているし、今回つくられたものについては、そういったところをしっかりと引き継いで適切に対応できると考えているものでございます。

○坪井委員 例えば子どものアンケートなんていうのは、具体的にどの条項に当たるのかということ。

○教育指導課長 文京区においては、いじめ防止対策推進基本方針（いじめ対応マニュアル）というのがございまして、その中で、アンケートについての取り扱いは規定されているところでございます。

具体的には、アンケート回答者が在籍する学校を卒業する年度の終わりまでとし、転出した場合も同様ということですが、ただし、重大な案件に関するものについては、学校長の判断で、アンケート回答者が卒業してからも1年間は保管というように規定されてございます。

○坪井委員 この表の基準とは別になるんですか、今のお話だと。

○教育指導課長 いじめのマニュアルにはそう規定されているということです。

○佐藤教育長 この表のどこに分類しているのかということでは、15ページの表の3に「進路・生活指導」というのがあります。0が進路指導、1が生活指導、15ページから16ページにかけてが生活指導の分類になっていますが、その小分類でいくと、3生活指導資料、4指導補助カードとあります。そこの範ちゅうですか。

○教育指導課長 ここの表でいうと、生活指導資料の1年保管ということになりますが、いじめについては別に規定を設けているというところがございます。

○佐藤教育長 もともと行政情報の管理に関する規程は、大きくは、こういった分類を持って、こういった保存年限で扱うかという大枠を決めるわけじゃないですか。ただ、そのほかにもいじめに関する規定であるとか、情報公開条例も別にありますので、アンケートの中身によって、いじめなり何なりの分類ができると、そちらのほうの規定に沿う形で保存されていくという流れでよろしいですかね。

情報公開に対しては情報公開条例がありますので、きちんと秘密を守ることも含めて、個人情報の非公開も含めての対応が別にとられていますので。そこはこの規定でも、6ページの第21条「情報公開第一次判定等」ということで、「情報公開条例の定める基準により、第一次判定等行うものとする」という条文もあります。もし、情報公開請求が出てきたりということになると、保存された文書の中の、公開が可能なのか、非公開なのかというのは、また別の流れでの判断にはなっていくと思います。秘密文書の取り扱いというところも第22条にありますので。

行政情報の統一的な管理基準を定めているというところでご理解いただければと思います。

いかがでしょうか。何か確認したいことがあれば、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第10号議案 文京区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

○佐藤教育長 続きまして、第10号議案「文京区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第10号議案、文京区立学校事案決定規程の一部を改める訓令につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、第9号議案、文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の制定に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、第17条の起案の方法等について、これまでは、文京区教育局行政情報管理規則の定めるところとしておりましたが、今般、第9号議案の文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の制定に伴い、今後はこちらの定めるところによるものでございます。

この訓令は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、確認しておきたいこと等ありましたら、お願いをいたします。こちらは特によろしいですか。

それでは、お諮りいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第11号議案 「子育て発表会 in TOKYO」の後援名義使用承認について

○佐藤教育長 続きまして、第11号議案「子育て発表会 in TOKYO」の後援名義使用承認についてです。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第11号議案、「子育て発表会 in TOKYO」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般社団法人倫理研究所東京都家庭倫理の会。

代表者は、丸山敏秋でございます。

事業名は、子育て発表会 in TOKYO。

2019年6月23日の開催を予定しております。

実施場所は、文京シビックホール小ホールでございます。

本事業は、子育ての本質、親のあり方を地域に発信する講演会の実施を通じ、子育てに指針を持たず不安を抱いている方に安心、希望、喜びを提供し、地域における教育力の向上に貢献することを目的としております。

対象は、子育て中の保護者で、参加費は無料でございます。

このほか、資料といたしまして、2ページに企画書、4ページに事業予算書、5ページに役職者名簿、6ページに規程及び定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご質問等あれば、お願いをいたします。

○坪井委員 純粋倫理とは、どのようなものですか。

○佐藤教育長 目的のところに「純粋倫理に基づく子育ての本質、親のあり方を地域に発信し」と書いてありますね。

○教育総務課長 家庭倫理の会の規程の第3条「実行によって直ちに正しさが証明できる生活法則である純粋倫理」と定義づけを行っております。

○佐藤教育長 実行するとそれがいいことだったということがわかる、そうした生活習慣とか行いということですかね。

○教育総務課長 今回、東京都家庭倫理の会が主催となって行うのは初めてなので、文京区の教育委員会の後援名義申請という形になります。家庭倫理の会文京区という、いわゆる支部的なものが文京区にございまして、こちらのほうは、後援名義の取得は随分しておりまして、平成12年以降の実績ですと12回後援名義が申請され承認されております。私どもは、その東京都版、親会という捉え方をしております。

○坪井委員 私にはちょっと理解ができない言葉なので。これまで文京区で12回後援をやっているということですから、おわかりになるでしょうが、宗教的な背景があるわけじゃないんですね。

○教育総務課長 後援名義の要綱において、宗教的なものについては出さないということになっておりますので、その辺はしっかりと確認はしております。

○清水委員 役職者には、女性が多いのですが、この辺、なぜ多いかというのは難しいかもしれませんが、関心のある女性が中心となってやるようなものなのかというのが、ちょっとよくわからなかったんですが。

○教育総務課長 清水職務代理者がおっしゃったように、やはり家庭倫理の会ということで、女性の関心が非常に高いんじゃないか、それで女性の割合が多いのではないのかということは推測できると思っております。

○清水委員 子育てしている人は女性のほうが多いということからも、こういうふうになってしま  
うわけですね。わかりました。

○佐藤教育長 先ほどの坪井委員の宗教云々のところは、家庭倫理の会の規程の4ページ、補則の  
第32条、33条で、きちんと、物品販売などの商行為や宗教・政治活動の勧誘は一切禁止というこ  
とも書いてありますので、そういったところをご心配ないかと思えます。

○坪井委員 これまで後援しているのであれば、それをこれ以上問題にしてもしょうがないかもし  
れませんが、子育てが正しいとか、正しくないということを前提にしていることの怖さがあります。  
しかも、実行すれば直ちに正しいとわかるということですが、誰が正しいと決めるんだろうかとい  
うのは、すごく疑問になってしまう表現であるわけです。倫理というものが抽象的にこの世の真実  
みたいな形で存在して、実施すれば直ちにそれが正しいとわかるというようなことだとすると、と  
ても心配な表現だと思ってしまうんです。

子育てに指針を持たず、不安を抱えている方は多いと思いますが、その方たちに、これが正しい  
子育てですよということを教えられる。正しいというふうに言われると、それを誰が言うんですか  
という心配なんですね。いろんな子育て論はあるだろうし、正しい子育てというのは誰にも言えな  
いと思っているんですね。なので、純粹倫理としてそういうものがこの世に存在するかのように、  
それが正しいということに基づいて子育てを指導する、ここが心配なんです、大丈夫ですか。今  
までやっていらっしゃる中身を見てみればわかるのかもしれないんですが。

○佐藤教育長 それに共感する方もいれば、そうなのかなと思う方もいる。この会で考える子育て  
の本質、親のあり方というのを発信する場としてやりたいということですよ。

○坪井委員 それを後援するという事は、文京区教育委員会が、その提案、発信に対してお墨つ  
きを与えるわけですね。文京区の教育委員会が間違っていると思っていることにお墨つきは与えな  
いと思うんです。

○教育総務課長 その辺の考え方については、事務局としても、まずはこれが事務局に来て、後援  
をしないという判断をしようとしたときに、文京支部で既に12回以上、文京区教育委員会のほうで  
後援をしているというのがある。他の自治体においても、東京都の管轄でいうと、23区にあって、  
なおかつ支部でもあって、その教育委員会の後援をとっている。なおかつ私どものほうの要綱で  
禁止している、政治的なもの、宗教的なものではない。教育委員会として後援名義を出さないとい  
う理屈がなかったというところもあるので、今回、事務局としては、後援名義の申請が来たので、  
教育委員会にお諮りしたというところなんです。今、坪井委員がおっしゃっている考え方の深部にまで、

事務局としては考えてはなかったというところでございます。

○清水委員 この親会、in TOKYO は、今まで何回もやられているんですか。

○教育総務課長 ほかの地区ではやっていて、後援名義をいただいている、そういう実績があるというのは、お聞きはしております。今回、場所がシビックホールの小ホールでやるというので、文京区に後援申請が来たということです。

○清水委員 各区で、文京区も12回やっているということ。

○教育総務課長 文京区の支部がありまして、その支部が、講演会等の活動をするときに、後援名義の申請がございまして、それについては、平成12年以降で12回、教育委員会として後援名義を出しているという実績があります。

○佐藤教育長 これまでのは、準家庭倫理の会文京区という支部的なところの後援をしていたのが、今回は、in TOKYO ですから、東京都家庭倫理の会として初めての後援名義申請になってきたということですね。

○教育総務課長 おっしゃるとおりです。

○佐藤教育長 いかがでしょうか。文京支部としての活動は、これまでの後援実績があるということですが。

○清水委員 先ほども聞いたんですが、in TOKYO は今回初めてなんですか。ほかの区も含めて。

○教育総務課長 正確に言いますと、in TOKYO、東京都全体としての会が、文京区で行われるのは今回初めてなので、文京区教育委員会に対してこの後援名義が出てきたというところでございます。

○清水委員 in TOKYO は他の地区でもやっていて、それと同じようなことを今回文京区でやるわけですから、今までやってきた会がどういう会であったかというのは、講演議事録みたいなを見ればわかるわけですね。

○教育総務課長 そうですね。

○清水委員 それを確認して、特に問題なければよろしいんじゃないかなと私は思っています。

○教育総務課長 それでは、私どもで内容を確認して次回の教育委員会でご報告をしたいと思いません。

○佐藤教育長 使用承認についても、まだ間に合うということであれば、事務局でこれまでの子育て発表会の内容といったものをご確認していただく。4月の定例会でもう一度かけますので、そのときに改めてご確認いただければと思います。

それでは、第11号議案については、そういう形で次回もう一度確認させていただきたいと思いま

す。

**第12号議案 「公益財団法人天風会 関東東北ブロック100周年記念フェス」の後援名義使用承認について**

○佐藤教育長 それでは、第12号議案「公益財団法人天風会 関東東北ブロック100周年記念フェス」の後援名義使用承認についてでございます。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第12号議案、「公益財団法人天風会 関東東北ブロック100周年記念フェス」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、公益財団法人天風会関東東北ブロック。

代表者は、大久保信彦でございます。

事業名は、「公益財団法人天風会 関東東北ブロック100周年記念フェス」。

2019年6月9日の開催を予定しております。

実施場所は、天風会館でございます。

本事業は、物事のポジティブな面を見る習慣を身につけ、心身を健全な状態に保つことをゲーム感覚で体験できるイベントの実施を通じ、子どもたちの夢への挑戦の助けとなることを目的としております。

対象は、子ども及び女性です。

参加費は、子どもは無料、大人のヨガ体験のみ1000円です。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業予算書、3ページにイベント概要、7ページに役職者名簿、10ページに定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等あれば、お願いをいたします。

○坪井委員 同じようなことです。天風哲学という言葉が出てくると、疑問を覚えます。後援するときの基準として、例えば憲法に根拠づけられている思想ということであれば、行政が後援するのは問題ないと思いますが、100周年という理由で、何らかの個人の哲学なり思想なりが源泉となっているものの活動を教育委員会が後援するという点については、チェック機能は何もないんでしょうか。宗教でなければいいんですか。

○教育総務課長 坪井委員のおっしゃっていることもそのとおりだと思いますが、公の教育委員会といたしまして、ここでいいますと、国の公益財団法人の認定を受けている、それから、宗教ではない等々が要綱で定められているので、その要綱の規定をチェックして行って、それをクリアしていれば、私どもとしては、その申請を受ける。公の機関としてはそういった形になります。教育委員会に諮り、合議の場で決めていただくという手続、プロセスでないと、反対に、独自の思想を排除するような形になってしまうのも、一面においてどうかと。私どもは組織として、宗教ではないとか、そういったチェックはさせていただいているところでございます。

○坪井委員 宗教ではないという表現問題になっているのが、宗教とは言わないで、スピリチュアルとか、マインドフルネスとかいう言い方をしている。問題のないものもあると思いますが、宗教ではないんだけど、実際、人の心をコントロールする危険のあるものも多いわけですね。そのあたりをどうやって見分けていくんだらうというのは、難しいなと思っています。公益財団法人であるから大丈夫ということもあるのかもしれないんですが、その辺どうなんですか。今、世の中に若い人たちを取り込んでいくものがいろいろあるものだから、とても心配をしてしまうんですが、その辺は。宗教法人がやるのはだめ、そうでなければよい、そういう感じなんですかね。

○教育総務課長 特に倫理関係については、坪井委員おっしゃるところがあるのは一定認識はしているところでございます。ただ、私ども教育委員会の事務局が恣意的に、いわば門前払いするようなことについては、問題があると思っておりますので、事務局としては、要綱で規定されているところについてをチェックしている。あと、他の自治体での実績は確認をさせていただいております。ここの天風会につきましては、例えば、静岡県、静岡市、仙台市、京都府、長野県、長野市等々で、ここ少なくとも4年、5年の間で、教育委員会等々の後援を受けているというところも、事務局として教育委員会に上げる時の判断材料にはさせていただいているところでございます。

○坪井委員 要するに、要綱が排除しないものは後援するという方針ということになりますね。教育委員会として後援すべきものだと思うものを後援するのではなくて、申請があれば、その除外事由に当たらなければ後援するというスタンスだということなんですかね。

○教育総務課長 ある一定のものを排除するということは、教育委員会としてやってはいけない。これは公務に携わる者としての基本的な考え方だと思っています。ですので、チェックをするときには、個人的な思想とか信条、考え方に左右されないように、まず文書として要綱というものを制定して、その要綱で定めているところに逸脱していないかどうかをチェックさせていただいて

おります。

**○坪井委員** 教育委員会に対して後援してほしいと来ると、基本的に要綱に外れていなければ後援は認める。つまり、それが文京区の子どもたちの教育のために必要かどうかというのではなくて、後援を申請する側が、これは子どもたちのためなんです、あるいは社会教育のために必要なですよと出してくるわけですね。それが、要綱に当たって外すものでなければ、文京区の教育のために必要かどうかという判断ではなく、申請されたんだから応じる、そういうことになるんですかね。

**○清水委員** それをここで検討するんじゃないですか。

**○佐藤教育長** 職務代理者がおっしゃるように、やっぱり絞り込むべきではないかということも含めて、意見をいただく場です。事務方のほうでは、そういった後援名義の使用承認の粗いチェック、こういうことは大丈夫ですかというのを確認した上で出てきますが、それが合っていれば何でも後援なのか、教育委員会として後援すべきものなのかどうかという最終的な判断はこの場に委ねられていますので、そのときにご意見を言っていただければと思います。事務方としては、承認の要綱なりに大きく外れていなければ、手続としてはこちらに出してくるというところがあります。

ただ、おっしゃるように、じゃ、それにならなければ教育委員会として何でも後援名義を与えなければいけないのかとなると、それはまた別の話になりますので、今のようなご意見が出て当然だと思っています。そういった後援というところでの、さっきお墨つきということもおっしゃいましたけれども、そこまで与えるべきものなのかどうかという疑問があるのであれば、当然議論していただいて、皆様方のご意見を聞いて、認めるか認めないかというところは、この場で判断をすればいいと思っています。

先ほどのものは、もう一度確認をした上で改めて検討というお話になりましたが。

**○清水委員** 私も坪井先生と同じような思いを今していますが、10 ページにこの天風会の定款がございます。5 条に、「第 4 条の事業に資するため」ということで、施設貸与とか物品販売、出版事業、こういうのをやっているというんですけど、実際どんなことをやっているかというのも確認すると、この団体の性質がわかってくるんじゃないかなと思うのですが。

**○教育総務課長** 第 4 条のところですが、大塚に施設を持っていますので、その施設の貸与という事業もやっているというところは聞いております。また、創設者の考え方の著書がありますので、そういった著書を販売しているというのは聞いてございます。創設者の方に基づく考え方を、運動とかそういったものに結びつけているんでしょうけれども、そういった広報をやっているというところ

ころまでは、私のどものほうは、この団体とのやりとりの中で確認はしてございます。

○佐藤教育長 こちらのほうは、先ほどと違って、今日承認するのかもしれないのかという判断をしていかないと、日程的には厳しいですか。

○教育総務課長 今の時点では、文京区の教育委員会の後援を申請している段階で、それがチラシに載るか載らないかというところなので、チラシの作成は控えているところですが、次回、4月11日までの間で日程的に間に合うのかどうかというのは、事務局のほうでも現時点では確認はとれてないところです。

○坪井委員 心身統一法は、身体を健全な状態に保って、感情をコントロールして、一筋縄ではいかない現実に遭遇しても落ちついて対処できる人間づくりを目指すものとされていますが、これは医学的に確かにそうだと思うことなんですか。

○清水委員 医学的には説明はちょっとできないかなと思います。医学的に説明するとすれば、それをしっかりやって、エビデンスを求めないといけないと思います。しかも、それをコントロールスタディでエビデンスを求めていかなきゃいけない。そういったことはやられてないと思うので、これが果たして実際に成功しているかどうか、その先いい結果を生んでいるかどうかというのは、何とも言えないところかとは思いますが。

○坪井委員 難しいですね。大谷さんや稲盛さんの名前を出しておられるということは、それで成功していますよということなんだろうし、それがうまく機能して、確かに成功される方もあるんでしょうが。

○清水委員 それが本当に大谷翔平をつくったかどうかというのは言えないですよ。

○佐藤教育長 1つの哲学として、物の見方、考え方、捉え方というところを自分たちはこういうふうにすると非常にいいと思っていますよ、そういう考えがありますよということを伝えたいというのがこの団体の趣旨ですよ。

○坪井委員 それはわかります。それは自由だと思うんですね。それを教育委員会が後援する、責任持って後援していいのかというところで躊躇しちゃう。ここはもちろん違いますが、例えば、物の販売をしてどこかでして被害者が生じるということや、団体に入ることに家族の反対を受けて、家族関係に問題が起きてしまうとかいうことがあるじゃないですか。そういうことが起きたときに、「文京区の教育委員会が後援しているじゃないですか、責任とりなさいよ」と言われても、対応できることなのか。こういう精神論の問題はちょっと怖いなというのがあるのです。そのところの躊躇なんですね。

○佐藤教育長 考え方を発信すること自体は問題ないけれども、教育委員会として後援名義を承認すべきかどうかというこの1点ですよね。

○坪井委員 その1点です。そのところをどういうふうに教育委員会が考えればいいのかなど。文京区の社会教育、子どもの教育のために教育委員会が責任持って後援していいと安心できるものはしたいと思うわけですね。

○佐藤教育長 活動自体を否定するものでは全然ないけれども、ということですね。

○坪井委員 もちろんそうです。それはそうなんです。

○佐藤教育長 ただ、その1つの考え方に基づいて行われるこういった会に対する後援名義の使用については疑義があるというところですよ。

○坪井委員 そうということが私の意見ではあります。すごく慎重になるとだんだん後援できなくなってきちゃうかもしれないんですが。

○教育総務課長 事務局の考え方は、文書主義として要綱等、組織として定めたものに基づいて、そこでチェックしてお出しをいたします。そういったチェックに基づいたものでお出しをしましたので、いろいろご懸念があるのであれば、合議の場で決めていただくしかない、そこまでしか申し上げられないといったところでございます。

○佐藤教育長 今日の皆様のご意見を聞く限りでは、やはり懸念がまだ払拭できないというふうに私は今理解をしています。そういうことであれば、こちらについては、いつもは「提案理由のとおり認めていいですか」ということで私は諮るんですが、先ほどの11号につきましては、もう一度中身を確認してくださいということで次回持ち越しにさせていただきましたし、今回のこちらについては、中身をもう一回確認して4月にもう一度お見せをするのか。それとも、先ほど来お話の出ている、1つの哲学であることは理解するけれども、教育委員会として後援名義を承認するほどのところではないのではないかという懸念が払拭できないということであれば、認められないという判断をいただいたことで結構ですけれども。

よろしいですかね。

では、こちらにつきましては、ただいま提案理由の説明をいただきましたけれども、教育委員会としては承認できないということで決定をさせていただければと思います。

ここはこういった議論をしていただく場ですので、どうぞご懸念はどんどん言っていただいて結構ですから。お願いいたします。

### 第 13 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

○佐藤教育長 続きまして、第 13 号議案に入りたいと思います。第 13 号議案「文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。お願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 13 号議案、文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容でございますが、まず、第 4 条第 2 項でございます。

都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴い、従来の道府県民税 4 %、市民税 6 %から、政令指定都市に住所を有する者については道府県民税 2 %、市民税 8 %に改められたところですが、幼稚園保育料に係る市町村民税所得割の算定においては、保護者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該保護者を政令指定都市以外の区市町村の区域内に住所を有する者とみなして 6 %で算定するよう改めるものでございます。

次に、第 4 条第 3 項及び第 4 項でございますが、幼稚園保育料に係る市町村民税所得割の算定においては、未婚のひとり親についても地方税法上の寡婦控除が適用されるものとみなして算定するよう改めるものでございます。

これらの改正に伴い、第 2 条第 1 項第 8 号及び第 3 条第 1 項第 8 号の対象者は、改正後の第 4 条第 3 項及び第 4 項の対象者と重複することから、この規定は削除いたします。それに伴い、現行の第 9 号が第 8 号に、第 10 号が第 9 号に繰り上がることとなります。

付則でございますが、本規則は、公布の日から施行し、子ども・子育て支援法施行令等の施行期日である平成 30 年 9 月にさかのぼって適用するものでございます。

説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 これは文京区だけではなくて、それぞれ 23 区どこでもやる規定の改正なんですか。○学務課長 こちらは、子ども・子育て支援法施行令・施行規則、いわゆる国の政令、省令の改正に伴うものですので、全ての自治体で対応いたします。

○佐藤教育長 いかがでしょうか。確認のほうはよろしいですか。

それでは、お諮りいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第14号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○佐藤教育長 続きまして、第14号議案「文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。お願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第14号議案、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容でございますけれども、まず、条文及び別記様式中の「選考」という言葉を「利用についての調整」に改めます。

次に、申込者数が定員を超えた際の利用の調整に使用する、第6条第2項に定める別表第二の調整基準表の類型「卒園児」について、「児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等」の終了者を追加します。

最後に付則でございますが、施行期日は、公布の日でございます。

なお、経過措置として、この規則改正前の規則に規定する様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、使用できることといたします。

説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等あれば、お願いをいたします。

○坪井委員 「選考」と「利用の調整」とで、やることの中身が変わるのでしょうか。

○学務課長 実際にやることの中身は変わらないということでございます。

○佐藤教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りをいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしい

でしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第15号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○佐藤教育長 続きまして、第15号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第15号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度給与改定に係る扶養手当の認定要件見直しに伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

国・都を初めとする他団体との制度的均衡を図る観点から、第7条2において、扶養親族の認定に係る収入限度額を年間140万円未満から年間130万円未満へ改めるものでございます。ただし、平成31年3月31日において年間収入額が130万円以上140万円未満で認定されている扶養親族たる満60歳以上の父母及び祖父母については、同年4月1日以降も引き続き、年間収入額が130万円以上140万円未満と見込まれる場合、平成31年度に限り扶養親族として認定できることとする経過措置を設けるものでございます。

施行日は、平成31年4月1日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきましてご質問等あれば、お願いをいたします。

○坪井委員 扶養家族が130万円未満というのは、今回変わったわけじゃなくて昔から130万未満だったと思うんですけど、140万としてこちらでなっていたのは、逆に言えば何でしょうか。

○教育指導課長 これまでは140万円未満で、国や都が先行して、また17政令都市が130万円に改めたものに合わせて、23区の幼稚園についても改正していくというふうに聞いております。

○坪井委員 通常、扶養親族の場合も140でしたか。それとは違う？

○教育推進部長 税法上の扶養親族ではなくて、職員の扶養家族に対する扶養手当という手当を支給しているんですね。その手当の認定基準としての140万円ということでございます。

○坪井委員 わかりました。

○佐藤教育長 2種類あるわけですね。職員の扶養手当が出る対象と、いわゆる扶養親族という税法上のと、2種類あるんですね。

ほかにご質問、特によろしいですか。

それでは、お諮りいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第16号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○佐藤教育長 続きまして、第16号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」です。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第16号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、民間労働法制において、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により時間外労働の上限規制等が導入されること、また、国家公務員においても、人事院規則の改正により超過勤務命令の上限等が定められたことを踏まえ、超過勤務命令の上限等を定めるため、改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。第7条の2を新設するものでございます。

まず、第1項でございますが、原則として1カ月について45時間かつ1年について360時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとするものでございます。

また、他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員は、1カ月について100時間未満、1年について720時間、2～6カ月平均80時間かつ45時間を超える月数は1年のうち6カ月の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとするものでございます。

第2項ですが、大規模災害への対処等の特例業務に従事する職員または従事していた職員に対しては、上限時間を超えて超過勤務を命じることができるものとするものでございます。

第3項でございますが、上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には、超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、その要因の整理、分析及び検証を行わなければならないとするものでございます。

そのほか、第5条の2、第6条及び第14条の5につきましては、所要の文言整理を行うものでございます。

本規則の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご質問等あれば、お願いをいたします。

○清水委員 これから実際に施行されたときに、具体的にどのような影響が出てくるかということに関してはいかがでしょうか。

○教育指導課長 ここで規定されている超過勤務というのは非常に限定されておまして、幼稚園の教員の場合には、幼稚園行事に関する業務、教職員会議に関する業務、非常災害等やむを得ない場合に必要業務、この3つしかなくて、なおかつ、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときと限られておりますので、実際には、その超過勤務がこの時間を超えるということはないわけです。ただ、現場は自主的に勤務時間が過ぎても残っているという実態がございますので、この超過勤務に当たらなくても、法律の趣旨にのっとり、働き改革を進めていくということで幼稚園には周知をしていくところでございます。

○佐藤教育長 ほかはいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、お諮りいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第17号議案 文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則

○佐藤教育長 続きまして、第17号議案「文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第17号議案、文京区教育センター処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、教育センター内の業務の見直しを行った結果、平成31年度から、科学教育及び健康教育に関する事務について、学校支援係へ移管することによって、科学教育事業課務担当主査を廃止することに伴う改正でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の4ページと5ページをご覧ください。

まず、第9条から、「課務担当主査の所掌事務に係る各号」を削除し、「学校支援係の所掌事務に係る第12号及び第13号」を加えるものでございます。

あわせて、その他の規程を整備するものでございます。

この規則の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等あれば、お願いをいたします。

○坪井委員 この科学教育に関すること、健康教育に関することを、教育センターではなくて、学校支援係に移動させた理由は。

○教育センター所長 科学事業につきましては、実質的に統括指導主事が現在は担ってございます。現状、この科学事業担当については欠員ポストとなっておりまして、現教育センターに移転した際、統括指導主事が配置されたときからそういった状況になってございます。

なお、平成31年度から指導主事もさらに配置されることになっておりまして、実質的にはスタッフ職である統括指導主事及び指導主事が引き続き科学事業担当等を担っていくところでございます。

○佐藤教育長 実態に合わせて業務を整理したということではよろしいですか。

ほかはいかがですか。

特にご質問なければ、お諮りをいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

### 第3 報告事項

#### (1) 平成31年2月定例議会の審議概要について

○佐藤教育長 議案が終わりまして、報告事項に入らせていただきたいと思います。

報告事項(1)「平成31年2月定例議会の審議概要について」、資料第1号です。お願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、文教委員会の審議概要について、ご説明申し上げます。

報告事項、今回は非常に多くて、お示ししているとおり、14本ございました。そのうち、教育局は、第8号から第14号まででございます。既に教育委員会でご審議いただいたものをお出ししてい

るものでございます。

このほかに、報告事項が終わった後に一般質問等ございました。そちらで出てきたことについて、少しピックアップしてお話をしたいと思います。

中学生駅伝をやっていますが、そちらのユニホームについて、ほかの自治体は、マラソンするようなユニホームですが、文京区については、合同チームということもございまして、貸与ではなくて差し上げているということがあるので、Tシャツ形式のものにしていましたが、他の自治体のような形にならないのかというような質疑がございました。

また、冷暖房につきましては、学校施設で先行して整備をしたところですが、今年の夏、異常な暑さで、効きづらい部分があったということで、今年の夏までにしっかりとできるような形の準備を進めていますが、その辺についての質疑もございました。

文化財の関係で、小石川植物園の整備を今、行っていますが、そちらについての質疑もございました。

また、大阪の地震を受けて、学校施設の塀等の対応をしておりますが、そういったところの質疑がございました。

資料第1号については、以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等あれば、お願いいたします。何か確認しておきたいことがあればお願いいたします。

○清水委員 駅伝のユニホームに関する回答は、どういう回答だったのでしょうか。

○教育指導課長 さまざま専門家の意見等聞きながら、冬の寒い時期に実施するというので、今の形式になっているわけですが、今回ご意見をいただきましたので、今年駅伝に参加した子どもたちの意見を聞き取りまして、来年度に向けて今検討しているところでございます。

○清水委員 その日の気候によっても違いますね。ランニングじゃ寒い場合もありますね。

○佐藤教育長 何と云っても、部活で陸上部のお子さんが必ずしも出るわけではなくて、いわゆるマラソンのランニングというユニホームに抵抗感のあるお子さんもいらして、この間のご意見を聞いた上で、文京区はTシャツ形式でずっと来ていました。今回そういったご意見が非常に強く出ましたので、今、指導課長が言ったような形で確認をしていきたいと思っております。

それでは、資料第1号は、報告了承とさせていただきます。

## (2) 平成30年度文京区区政功労表彰受章者について

○佐藤教育長 続きまして、報告事項（２）「平成 30 年度文京区区政功労表彰受章者について」、お願いします。

○教育総務課長 資料第 2 号でございます。平成 30 年度文京区区政功労表彰受賞者一覧表でございます。

お手元にお配りいたしました資料のとおり、平成 30 年度につきましては、受章者 15 名という形でございます。表彰式は去る 3 月 15 日、金曜日に既にとり行っているものでございます。

以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何か確認しておきたいことはございますか。よろしいですか。

それでは、報告了承とさせていただきます。

### （３）奨学資金に対する寄付の受領について

○佐藤教育長 続きまして、報告事項（３）「奨学資金に対する寄付の受領について」です。こちらは口頭でお願いします。

○教育総務課長 口頭にてご説明申し上げます。

梅まつりが湯島天神で行われていますが、そこから毎年、奨学資金に充ててくださいということで寄付をいただいております。今年度につきましても、去る 2 月 8 日に、金 30 万円の寄付の受領を受けたものでございます。今回で 33 回目というところでございます。こちらにつきましては、奨学資金の貸付資金に積み立てるところでございます。

ご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 毎年、梅まつり実行委員会から寄付をいただいているところのご報告でございます。この件につきましては、特に確認はよろしいですか。

それでは、報告了承とさせていただきます。

### （４）学校選択制度の実施に伴う平成 31 年度了知書の回答状況について

○佐藤教育長 それでは、報告事項（４）「学校選択制度の実施に伴う平成 31 年度了知書の回答状況について」です。学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは、資料第 3 号、学校選択制度の実施に伴う平成 31 年度了知書の回答状況について、ご説明いたします。

こちらは、区立中学校 10 校の 3 月 13 日現在の入学予定者の状況でございます。表の一番右の数字をご覧いただければと思います。入学予定者（A）＋（B）というふうにございますが、こちらに記載されている人数が、それぞれの学校の 3 月 13 日現在の入学予定者数ということになってございます。

まだ転入予定等ございますので、実際には、4 月にはこれより多少多い人数になろうかと思えますが、大きな動きはないものと考えてございます。

ことしの傾向は、もともと新中学 1 年生の人数が、私立、公立含めて、170 人ほど多いというところもありまして、昨年に比べまして、小規模校、中規模校の入学者数が一定上積みされているところがございます。また、第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校の 4 校が、実際に希望者が多くて抽選になった学校でございますが、そちらにつきましては、今回は、最終的に繰り上げ当選にならなかったという方が、茗台中学校以外の 3 校では出てきているところがございます。

説明は以上です。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等あれば、お願いをいたします。

○坪井委員 六中は抽選をして、結局 105 に至っていないということと、九中が 106 になっている。定員以上になっているのは、どういうことか。

○学務課長 抽選を 12 月に行いまして、その後、2 月に私立中学校の合格発表等がありまして、どんどん抜けていくわけです。その抜けていく状況を見ながら繰り上げ当選のラインを決めるんですが、繰り上げ当選を決めた後で、もともと区立に行く予定だったと言っていた方で、やはり私立という方がいらっしゃったり、あるいは、その後学区域に転入してくる方がいたりで、逆にふえてくる。そういったことで、繰り上げ当選を決定してから、どうしても数が動いてきてしまうという状況がございます。

第六中学校につきましては、今年度、私立に行かれるという判断を最終的にされた方が多かったというところがあります。

○坪井委員 そうすると、それ以上繰り上がりということはやらないんですね。

○学務課長 はい。といいますのは、一回繰り上げ当選を切った時点で、じゃというので、ほかの学校に申し込んで入学を決めてしまう方もいらっしゃいまして、その方々との公平性の問題がございますので、現在の取り扱いをしております。

○坪井委員 定員以上になっても、転入があった場合には受けるということなんですね。

○学務課長 はい。その学区域に転入があった場合につきましては、受けなければいけないという

こととなります。

○佐藤教育長 あくまで通学区域があった上で、それ以外を選択しても構わないという仕組みですので、通学区域内に転入があって、通学区域の学校でいいですと言われれば、そこは受け入れ可能人数を超えてでも、当然受けなければいけないということになりますので。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、報告了承とさせていただきます。

#### (5) 幼稚園及び学校における働き方改革実施計画

○佐藤教育長 続きまして、報告事項(5)「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画(案)」について、お願いいたします。

○教育指導課長 資料第4号に基づきまして、幼稚園及び学校における働き方改革実施計画について、ご報告をいたします。

本件は、昨年2月に東京都教育委員会が、学校における働き方改革推進プランを策定したことに基づきまして、本区においても、この実施計画を策定し、4月より取り組んでいくものでございます。

具体的な取り組みといたしましては、3ページからとなっております。大きく4つに分けて示してございます。

1「在校・園時間の把握と意識改革の推進」でございます。学校・園閉庁日や校務支援システムを活用した在校時間の把握を実施してまいります。

おめくりいただきまして、4ページ、2「教員業務の見直しと業務改善の推進」でございます。留守番電話サービスを9月を目途に実施してまいるということで計画をしております。

下のほうに、3「学校・園を支える人員体制の確保」でございます。非常勤事務職員の時間数といたしまして、区費の事務職員についても、教員の補助的業務を担えるよう勤務時間数を見直すなど、その活用を促進してまいります。

5ページ、4「部活動の負担を軽減」でございますが、部活動ガイドラインについては、この後ご報告を申し上げます。教員にかわって、専門的な技術指導や休日の大会引率等を行うことができる部活動指導員を全中学校に配置してまいります。

この実施計画を推進することで、教員のワーク・ライフ・バランスを実現してまいるところでございます。

報告は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等あれば、お願いをいたします。

○坪井委員 どこでも、教育現場のワーク・ライフ・バランスが問題になっているという前提で、そんなこと言ったって、これをやればやるほど、持ち帰って家でやらなきゃならない教員がふえるだけなんだという意見もあるやに聞いていますが、実際そういうことになる危険性はあるんでしょうか。

○教育指導課長 確かに、学校の仕事をもち帰るということは、昔はあったんですが、東京都は今、個人情報の管理に非常に厳しくなりました、例えばテストの採点も家で行うということは個人情報を持ち帰ることになるとなっております。基本的には持ち帰って仕事をすることは、個人情報にかかわらない部分、例えば授業についてのアイデアを考えるということはできるんですが、いわゆる成績処理とか、そういうものは今できない状況でございます。

懸念されるのは、タイムカードを、昔、民間企業などで、まだ帰ってないのに退勤のような処理をして、その後働いていたというようなことがございましたけれども、今まで教員の働き方の実態を正確に把握する仕組みがございませんでしたので、まずはしっかり、朝何時に来て、夜何時に帰っているのかを把握する。その上で、来年度はこの実施計画を、さらに内容を充実して、少しでも働き方改革を進めるための一歩というところで捉えております。

○佐藤教育長 ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、報告了承とさせていただきます。

## (6) 文京区部活動ガイドライン

○佐藤教育長 資料第5号、報告事項(6)「文京区部活動ガイドライン」について、説明をお願いいたします。

○教育指導課長 引き続きまして、資料第5号、文京区部活動ガイドラインについて、ご報告をいたします。

働き方改革を進めていく上で、小学校に比べて中学校の教員の在校時間が長くなっているのは、この部活動の影響が大きいということでございます。

おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。ここでは、1「適切な運営のための体制整備」について書いてございます。既にスポーツ庁、文化庁、東京都教育委員会がそれぞれガイドラインを策定しております。それらを踏まえて、文京区においても部活動ガイドラインを策定するも

のでございます。

2ページをご覧ください。「指導・運営に係る体制の構築」について書いております。

3ページからは、2「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」というところで、(1)「適切な指導の実施」、4ページ(2)「部活動用指導手引の活用」、(3)「安全管理と事故防止」などについて、書いております。

下のほうに3「適切な休養日等の設定」を書いてございます。四角囲みになりますが、週当たり2日以上休養日を設けることとしております。活動時間についても、平日は2時間程度、週休日及び長期休業中は3時間程度と定めております。これらは国や都の基準に従ったものでございます。

5ページ、4「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」、5「学校単位で参加する大会等の見直し」について書いてございます。大会等の見直しについては、東京都教育委員会や各運営組織と連携し、生徒や顧問の負担が過度とならないように働きかけをしております。

6ページからは、実施要綱等の資料となっております。

ご報告については、以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問があれば、お願いいたします。

○坪井委員 これまでは、これに類するような部活動のガイドラインというのはなかったんですか。全くの新しいものでしょうか。

○教育指導課長 文京区はこれが初めてになりますし、東京都も昨年出たのが初めてということになります。

○坪井委員 ということは、今まではそれぞれの学校でそれぞれに活動をやっているということで、2時間とか3時間というのも、それぞれの学校ごとに勝手にやっていたということですか。

○教育指導課長 そうは言いますが、学習指導要領があり、教員の勤務時間というのがありますので、そんなに大きな差はなかったわけですが、例えば、全国大会に出るような部活動が、遅くまでやっているというのは、地域によっては実態としてはあったというところがございます。

○清水委員 これはあくまでも努力目標ということではなくて、これでやらなければいけないということで、文京区の教育委員会が管理していくということによろしいのでしょうか。

○教育指導課長 先ほどの休養日のところに、ただし書きがあったかと思えます。「休養日が確保できなかった場合は、(中略)活動場所の関係により、独自の工夫も考えられるため、その場合は教育委員会と協議の上、休養日を確保することとする」ということで、まずはこの原則に従う。それがなかなか難しい状況がある場合は、教育委員会としっかり協議をしていくということになっており

ます。

○坪井委員 もし、この休養日や活動時間が守られると、教員の在校時間が随分短くなるという可能性はあるんですか。

○教育指導課長 部活動自体が、勤務時間を過ぎているということがあるので、これを守ったからといって、直ちに劇的な改善をするというわけではありませんが、このガイドラインをつくってしっかりやっていくことで、部活動指導員を今回、国が3分の1、都が3分の1の予算を出しまして、雇うことができるようになります。本区においても4月から導入しますので、その方が教員にかわって部活動の顧問ができるようになります。これが進んでいくと、かなり改善に向かうのではないかと予測しております。

○佐藤教育長 今までの取り組みをいきなり見直すのはなかなか難しいですが、ガイドラインがあれば、それに沿いながら少しずつ少しずつ進めていくことは可能にはなってきますね。ただ、公式大会とかがあると、どうしても事前の練習は長くやりたいという声は出てくるかなとは思いますが、そこはいろいろ部活動の意見を聞きながら考えていくしかないですかね。

いかがでしょうか。こちらは運動部と文化部、両方のガイドラインということになります。

特にご質問等はよろしいですか。

それでは、報告了承とさせていただきます。

以上で本日用意した案件は全てでございます。

#### 4 その他の事項

○佐藤教育長 第4「その他の事項」といたしまして、特に事務方では用意はしてないんですか。

○教育総務課長 はい。

○佐藤教育長 特に、その他よろしいでしょうか。

それでは、第3回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(15 : 29)

平成 31 年 3 月 26 日

議事録署名人

教育長

委員